

令和 2 年度 第 2 回 練馬区区政改革推進会議

行政手続のデジタル化

～ 押印廃止とオンライン化の取組～

令和 2 年 12 月 22 日

練馬区区政改革担当部 区政改革担当課・企画部情報政策課

目次

1 . 国におけるデジタル化と押印見直しの動き	1
2 . 東京都におけるデジタル化と押印見直しの動き	2
3 . 区における行政手続の実態調査	3
(1) 押印が必要な手続	4
(2) 区における行政手続のオンライン化の状況	7
(3) 調査結果のまとめ	9
4 . 区における押印見直しの取組	10
5 . 行政手続のオンライン化に向けた取組	11

1. 国におけるデジタル化と押印見直しの動き

新型コロナウイルスへの対応において、国、自治体のデジタル化の遅れや、不十分なシステム連携に伴う行政の非効率、煩雑な手続や給付の遅れなど、様々な課題が明らかになった。これらの課題を根本的に解決するため、行政の縦割り打破、大胆な規制改革を断行するための突破口として、来年度にデジタル庁を創設する。

この新たな組織の創設により、国、自治体のシステムの統一・標準化を行うこと、マイナンバーカードの普及促進を一気呵成に進め、各種給付の迅速化やスマホによる行政手続のオンライン化など、デジタル化の利便性を実感できる社会の実現を目指す。

(デジタル改革関連法案ワーキンググループ資料より)

令和2年11月、押印を求める行政手続の見直し方針により、14,909種類(全体の99.4%)の手続について押印を廃止することを公表

14,909種類の手続のうち、5,198種類は廃止済みか廃止を決定、9,711種類は廃止の方向で検討
認め印は誰でも簡単に入手でき、本人確認の手段として不十分なため全廃

(規制改革推進会議資料より)

< 今後押印を廃止する手続(例) >

- ・婚姻届、離婚届、出生届、死亡届
- ・児童手当の受給資格認定の申請

枠内は区に関する手続

- ・給与所得者の扶養控除等申告書(年末調整)
- ・所得税の申告(確定申告)
- ・自動車の継続検査(車検)
- ・車庫証明、道路使用許可の申請

< 押印を存続する手続(例) >

厳格な本人確認を必要とする83種類の手続については、現時点で廃止の判断が困難とし、存続する方針

- ・不動産登記の申請
- ・商業・法人登記の申請
- ・相続税の申告
- ・自動車の新規・移転・抹消登録

押印の廃止に当たり、法改正が必要なものは、令和3年の通常国会に一括法案を提出

2 . 東京都におけるデジタル化と押印見直しの動き

DXを梃子にした都政の構造改革を進め、都政の都民サービスの飛躍的、継続的な向上につなげるため、「5つのレス徹底推進」、「ワンストップ・オンライン手続」などのコア・プロジェクトを推進する。

DX（デジタルトランスフォーメーション）：デジタル技術の浸透が人々の生活をより良い方向に変化させるという概念

< 5つのレス徹底推進 >

これまで進めてきた3つのレス（ペーパーレス、はんこレス、キャッシュレス）に、新型コロナウイルス感染症との戦いの中で明らかになった2つの課題（FAXレス、タッチレス）を加え、5つのレスの徹底に向けて取組を加速していく

仕事のベースとなる仕組みや規制を見直すとともに、紙やはんこをベースにしたアナログ環境から、オンライン・デジタルをベースにしたデジタル環境へと転換し、都政のDX推進につなげていく

5つのレスは相互に関連していることから、取組を一斉に進めることで、デジタルガバメントの実現を加速し、都政の都民サービス向上につなげていく

< ワンストップ・オンライン手続 >

デジタルガバメントの実現に向けて、都民・事業者があらゆる行政手続をいつでもどこでも行えるオンライン環境を構築していく

ユーザー目線に立ったデジタル化を進めることで、都政の都民サービスを飛躍的に向上させる
許認可等の手続は都民利用が多い169手続（約1,100万件、許認可等の約98%）のデジタル化を推進していく

デジタル化に際しては、スマートフォン申請を推進していく

補助金等については都民ニーズの高いものから順次デジタル化を進めていく

（都政の構造改革レポート ver.0より）

3 . 区における行政手続の実態調査

区の行政手続に関する全庁調査を実施

< 調査概要 >

調査期間

令和2年8月6日(木)から令和2年9月4日(金)まで

調査目的

区民・事業者等が区に対して行う行政手続の実施状況を把握し、オンライン化を推進するため

行政手続において、押印や対面を求める理由・根拠を明らかにし、オンライン化に向けた課題の整理、見直しの方向性を検討するため

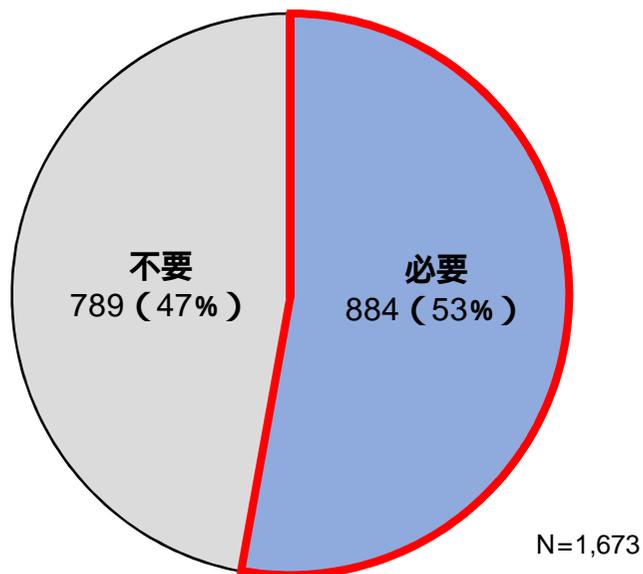
調査対象

令和元年度に区民・事業者等が区に対して行った申請・届出(契約・会計は除く)、イベント・講座等の申込

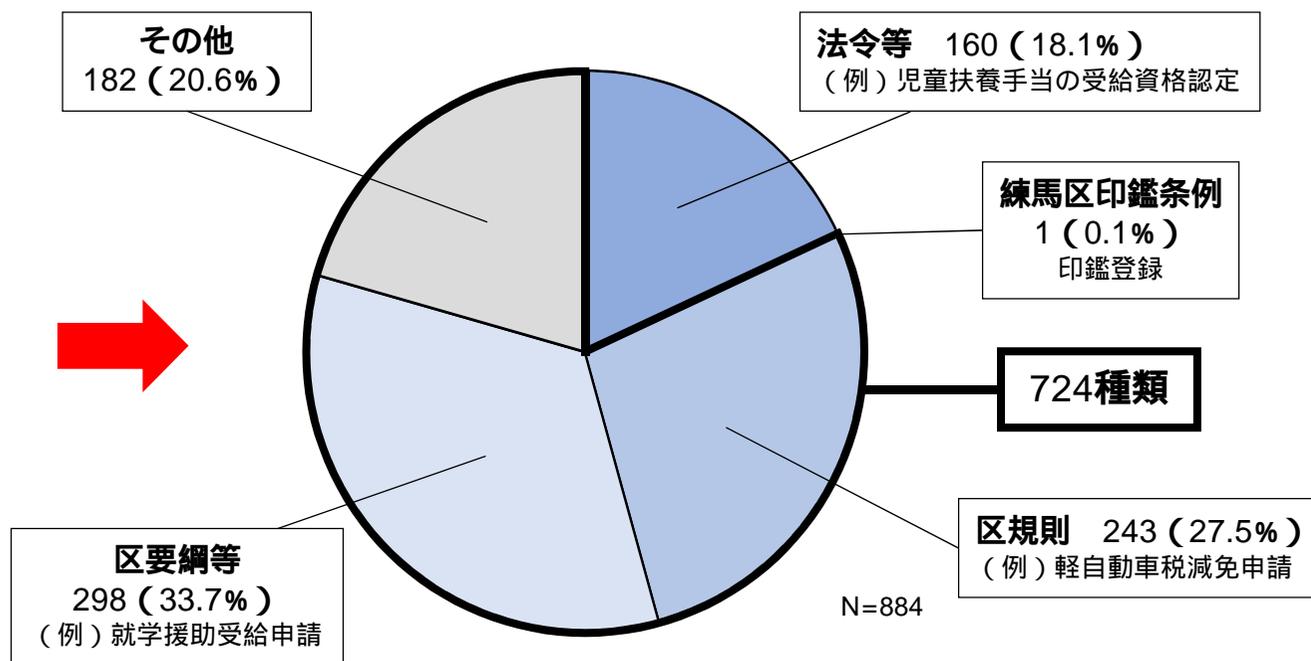
(1) 押印が必要な手続

申請・届出1,673種類のうち、押印を求めている手続は約5割(884種類)となっている
法令等に押印の根拠がある手続は160種類(18.1%)、区の権限で押印が廃止できる手続は724種類(81.9%)
手続ごとに押印を求めてきた理由を確認・精査し、慣習的な押印の見直しが必要

申請・届出における押印の要否



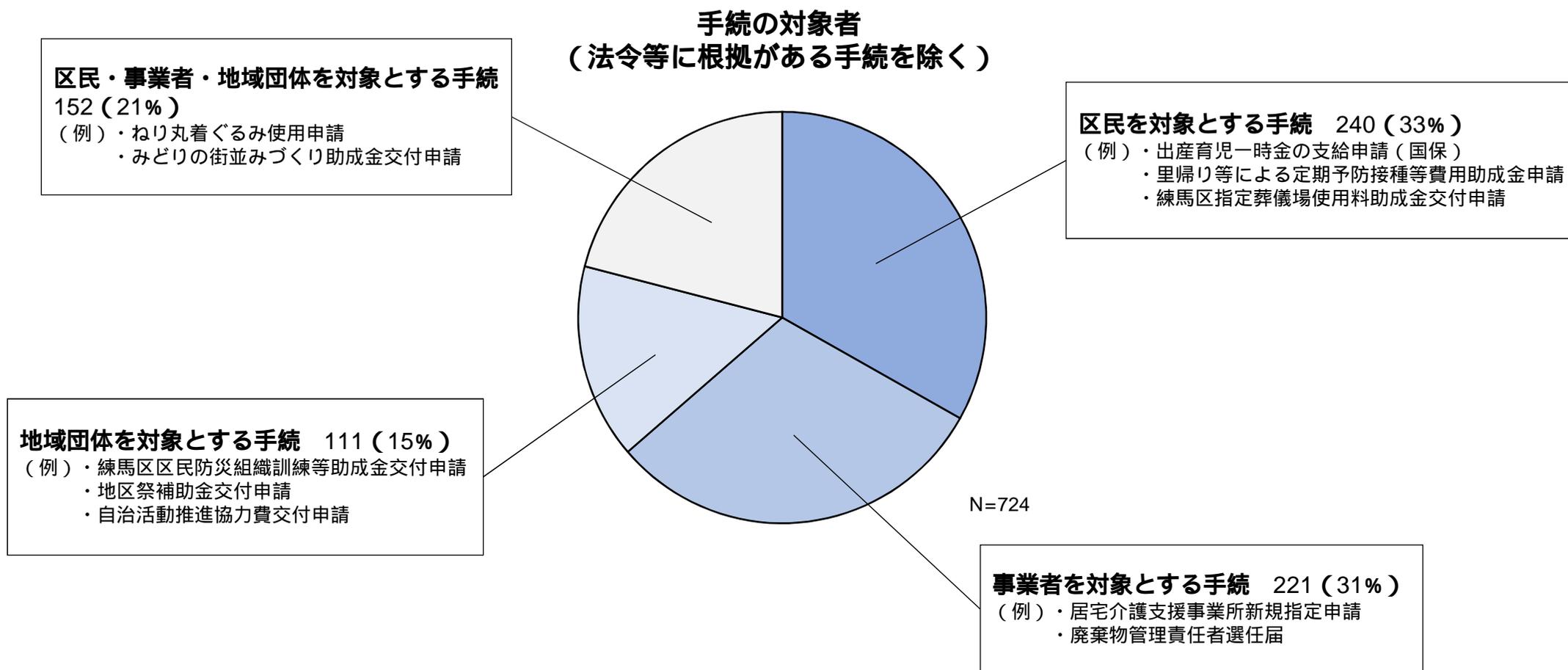
押印を求める根拠



法令等：国の法令・政令・省令、東京都の条例等、区側で対応できないもの

(1) 押印が必要な手続

区の権限で押印が廃止できる手続724種類のうち、区民を対象とする手続は240種類（33%）、事業者を対象とする手続は221種類（31%）、地域団体を対象とする手続は111種類（15%）となっている

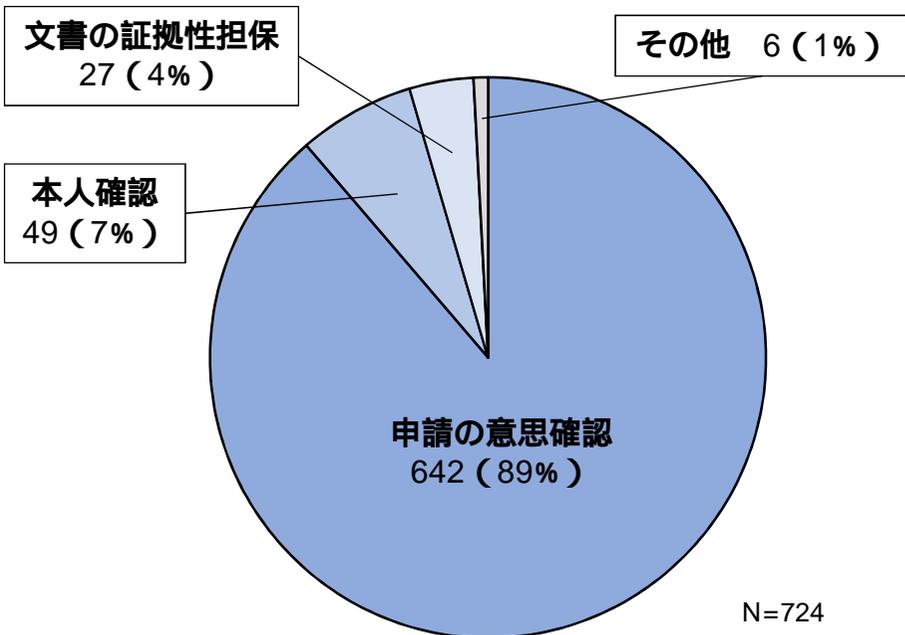


(1) 押印が必要な手続

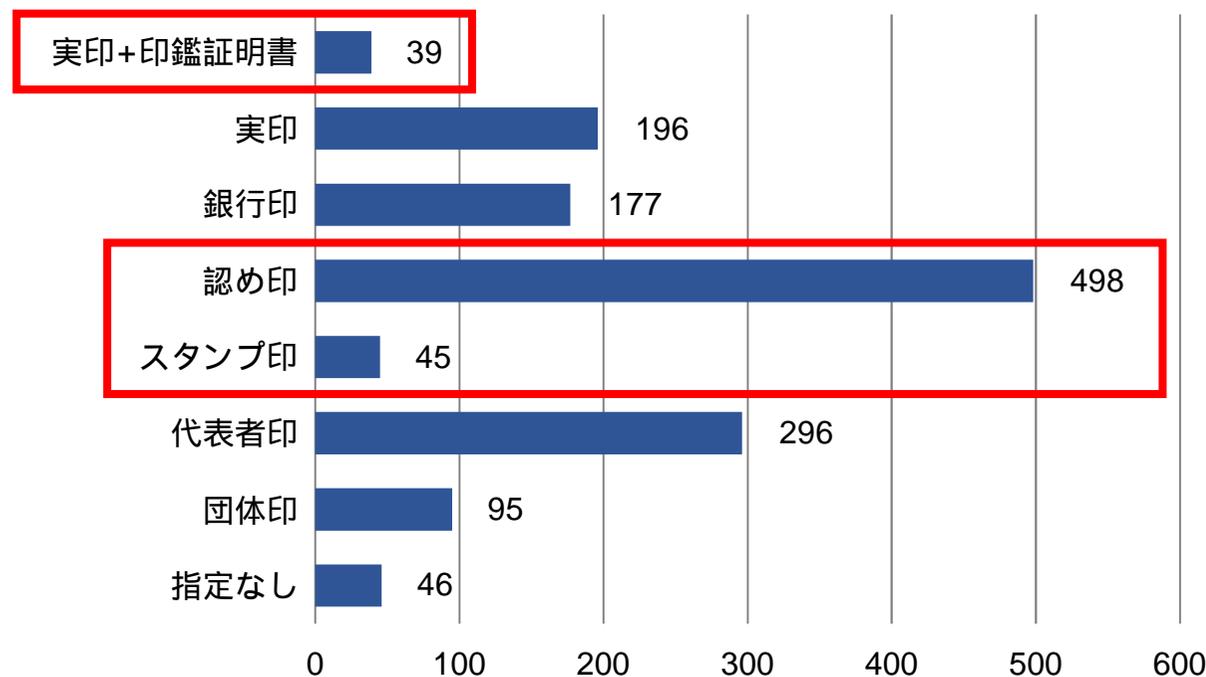
区の権限で押印が廃止できる手続724種類のうち、押印を求めている主な目的は、申請の意思確認が約9割(642種類)となっている

多くの手続において、本人の意思を確認するために認め印やスタンプ印が使用されている
厳格な本人確認のため、実印と印鑑証明書を求めている手続は、生産緑地指定申請など39種類のみ
申請の意思確認等は、必ずしも押印である必要はないため、代替手段を含めて検討が必要

押印の主な目的
(法令等に根拠がある手続を除く)



押印の種類



受付可能な押印の種類をすべて選択(複数回答)

(2) 区における行政手続のオンライン化の状況

電子申請で完結する手続は、申請・届出が約1割(218種類)、イベント・講座等の申込が約5割(100種類)となっている

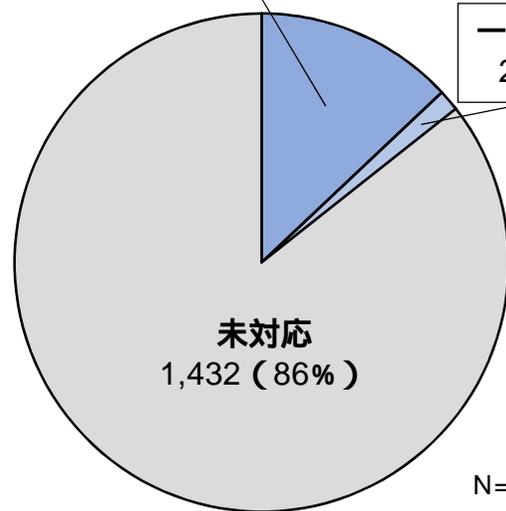
電子申請ができない理由として、押印や対面受付、システム未整備、添付書類の提出等が主な要因となっている

区民の利便性向上を図り、手続のオンライン化を推進するため、不要な押印の廃止、電子的な本人確認手法の検討、添付書類の簡素化、対面業務の見直しが必要

申請・届出

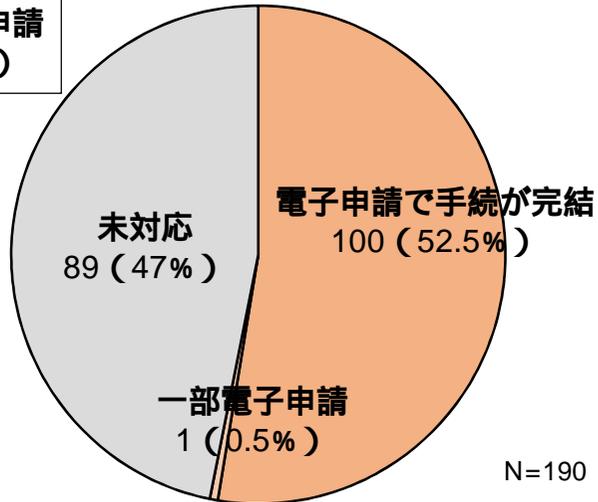
イベント・講座等の申込

電子申請で手続が完結 218 (13%)
(例) 地区区民館の利用申請



一部電子申請
23 (1%)

電子申請で手続が完結
100 (52.5%)



一部電子申請とは、事前登録や交付物の受け取りのため、一度は来庁を必要とする手続

電子申請ができない理由

分類	申請・届出	イベント・講座等の申込
押印や本人確認が必要なため	393	0
窓口での相談や審査等を伴うため	298	15
システムが整備されていないため	250	3
添付書類の提出が必要なため	178	0
国や都により定められた手続のため	113	0
申請件数が少なく、効果が見込めないため	60	5
手数料等の支払いを伴うため	31	1
高齢者など、利用対象者への配慮が必要なため	16	24
その他	93	41
合計	1,432	89

(2) 区における行政手続のオンライン化の状況

電子申請が可能な手続342種類のうち、メールなど簡易な方法により受付を行っている手続が211種類、電子申請システムを利用して受付を行っている手続が131種類¹ある
オンライン化に当たっては、区民の視点に立ち、手続ごとに最も効果的な手法を選択することが必要

電子申請システムで受付を行っている手続

システムの種類	東京共同電子申請・届出サービス	ぴったりサービス	区独自システム
システムの概要	東京都と都内区市町村が共同で運営する電子申請サイト、申請フォームが作成しやすく、即時に公開できる	国が運営する子育てや介護等に関する手続の申請ができるサイト、申請フォームの作成に時間を要し、公開には国の承認が必要になる	区が独自に開発し、特定の手続の電子申請やインターネット予約などに特化したサイト
区の電子申請手続数(346)	情報公開請求など13種類 イベント・講座等の申込27種類(随時)	児童手当の現況届など19種類 (保育園入園申請等での活用を検討中)	乳幼児一時預かり事業の予約 公共施設の予約など76種類
経費	年額約300万円	年額約50万円	導入に数百万～数千万円
スマートフォン対応	(電子署名や画像の添付はできない)	(マイナンバーカードを活用した電子署名や、画像の添付にも対応している)	(開発が必要)
電子決済	(Pay-easy ² と連携し、申請に伴う手数料等の支払いができる)	×(対応不可)	(開発が必要)

1 東京共同電子申請・届出サービスとぴったりサービスを併用して受付を行っている手続が4種類ある(児童手当・子ども医療費助成)

2 Pay-easy: インターネットバンキングやATMから、税金や各種料金などの支払いができる仕組み

(3) 調査結果のまとめ

押印が必要な手続

申請・届出1,673種類のうち、押印を求めている手続は約5割(884種類)となっている
法令等に押印の根拠がある手続は160種類(18.1%)、区の権限で押印が廃止できる手続は724種(81.9%)
区の権限で押印が廃止できる手続724種類のうち、区民を対象とする手続は240種類(33%)、事業者を対象とする手続は221種類(31%)、地域団体を対象とする手続は111種類(15%)となっている
区の権限で押印が廃止できる手続724種類のうち、押印を求めている主な目的は、申請の意思確認が約9割(642種類)となっている

多くの手続において、本人の意思を確認するために認め印やスタンプ印が使用されている
厳格な本人確認のため、実印と印鑑証明書を求めている手続は、生産緑地指定申請など39種類のみ

手続ごとに押印を求めてきた理由を確認・精査し、慣習的な押印の見直しが必要
申請の意思確認等は、必ずしも押印である必要はないため、代替手段を含めて検討が必要

区における行政手続のオンライン化の状況

電子申請で完結する手続は、申請・届出が約1割(218種類)、イベント・講座等の申込が約5割(100種類)となっている

電子申請ができない理由として、押印や対面受付、システム未整備、添付書類の提出等が主な要因となっている

電子申請が可能な手続342種類のうち、メールなど簡易な方法により受付を行っている手続が211種類、電子申請システムを利用して受付を行っている手続が131種類ある

区民の利便性向上を図り、手続のオンライン化を推進するため、不要な押印の廃止、電子的な本人確認手法の検討、添付書類の簡素化、対面業務の見直しが必要

オンライン化に当たっては、区民の視点に立ち、手続ごとに最も効果的な手法を選択することが必要

4 . 区における押印見直しの取組

< 押印見直しの基本的な考え方 >

区の権限で廃止できる不必要な押印は、令和2年度中に廃止する

区が押印を求めている目的は、大きく分類すると 本人確認 本人が申請した意思確認 文書の証拠性担保（内容が本物であることの担保）の3つである。

手続ごとに押印を求めている目的を精査し、押印の代替手段を講じる必要がある場合は、代替手段を検討する。

（代替手段の例）

本人確認

身分証明書の提示・添付

意思確認

身分証明書の提示・添付または署名

証拠性担保

署名

電子申請の場合は、電子署名・利用者IDの発行管理

国や都の法令・条例により押印が義務付けられているものは、法令等の改正後に押印を廃止する

5 . 行政手続のオンライン化に向けた取組

< オンライン化の基本的な考え方 >

オンライン化に対応していない申請・届出1,432種類について、東京共同電子申請・届出サービスやぴったりサービスを活用するほか、民間の電子申請サービス（LINE等）の利用についても検討する

取組の視点

- ✓ 多様化・複雑化が進む区民のライフスタイルや価値観、ニーズに対応していくため、区民の視点に立ち、積極的にオンライン化を推進する。
- ✓ 書面や対面による手続や事務処理などの業務のあり方を、オンライン化を前提に抜本的に見直す。オンライン化に当たっては、代替手段を設けるなど、パソコンやスマートフォンを持っていない方、操作が苦手な方へ配慮しながら取り組む。
- ✓ 区民の利便性向上と、データ改ざん防止等のセキュリティ対策に配慮し、手続ごとに電子申請に適したシステムを選択する。

今後、国や都に関わる手続のデジタル化に関する方針や見解が示された場合は、速やかに対応する